

事業収入・農業収入・株の収入等がある被扶養者の方について

— 確定申告時に収入額の確認をお願いします —

事業収入や農業収入、株の収入（売買益・配当金）等がある被扶養者の方で、**平成28年分の確定申告において年収130万円（障害年金受給者または60歳以上の公的年金受給者は180万円）以上の所得がある場合は、平成28年1月1日にさかのぼって扶養を取り消すこととなります**ので確定申告時には必ず確定申告書と収支内訳書の内容を確認してください。

なお、当組合では、社会通念上、明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費に限り、その実額を控除して得た額を所得とします。この場合の当組合が取り扱う必要経費とは、概ね次のとおりとなります。

扶養認定上控除できる必要経費 ～所得税法上控除できる必要経費とは異なります～

事業収入	農業収入	
売上(仕入)原価	小作料・賃借料	修繕費
地代家賃	種苗費	動力光熱費
荷造運賃	素畜費	荷造運賃手数料
水道光熱費	肥料費	土地改良費
修繕費	飼料費	地代家賃
消耗品費	農具費	水利費
加盟料	農薬衛生費	精米機使用料

- 加盟料とは、大手学習塾などで毎月定額を本部に納めている場合などの金額をいいます。
- 左記以外の経費については、控除対象となりません。
- 事業収入の控除項目は、事業内容により異なります。詳細は当組合ホームページでご確認ください。
(共済のしおり>共済組合のあらまし>被扶養者の資格)

～組合員の方が農業の確定申告を行っている場合の取扱い～

組合員の方が農業に従事できるのは原則として休日であると考えられるため、農業収入全額を組合員の方の収入とはせず、以下のように取り扱います。

$$\left. \begin{array}{l} A: \text{農業収入(確定申告書の「農業」欄の額)} \\ B: \text{必要経費(上表に該当する金額)} \end{array} \right\} A-B=C \text{ (共済組合が使用する農業所得)}$$

ア. Cが50万円以下の場合 → 全て組合員の収入とします。

イ. Cが50万円を超える場合 → 50万円を組合員の収入とし、残額(D)を**農業従事者(家族)の収入として按分します。**

【按分方法の例】

$$300\text{万円}(A) - 100\text{万円}(B) = 200\text{万円}(C)$$

$$200\text{万円}(C) - 50\text{万円} = 150\text{万円}(D)$$

農業従事者の状況	残額の按分方法
配偶者のみ	Dの全額、150万円を配偶者に加算する
父母のみ	Dを父母で按分し、75万円を各々に加算する
配偶者および父母	Dを配偶者および父母で按分し、50万円を各々に加算する

※家族の農業従事者が被扶養者であるか否かは問いません。

お願い 確定申告書および収支内訳書の控えを必ず保管してください。被扶養者資格継続調査の際に直近の2年分を提出していただきます。

お問い合わせ先 医療健康課 TEL 029-301-1413